

株 主 各 位

神奈川県厚木市上依知3029番地

株式会社 **ニツキ**

取締役社長 新 藤 孝 男

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
オークラフロンティアホテル海老名
2階「プリマヴェーラ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第116期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nikkinet.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、設備投資と輸出に牽引される形で緩やかな安定成長を持続しましたが、原油をはじめとする原材料価格の高騰や金利上昇などの懸念材料を内包し、国内の個人消費はやや低調に推移いたしました。

米国におきましては、景気の先行き不透明感はぬぐえず、実質成長率は2%台に減速、住宅部門の調整も続いております。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、自動車機器及び米国向け輸出の汎用気化器の売上が減少したことに伴い、連結売上高は119億5千6百万円（前期比11.3%減少）となりました。

損益におきましては、米国における製造子会社の設立に伴う初期費用の負担が重く、経常損失は5千3百万円（前期は9億8千6百万円の経常利益）となりました。また、当期純損失は繰延税金資産の取崩等により4億7千2百万円（前期は6億7千3百万円の当期純利益）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

自動車機器事業は自動車用気化器の販売減少により売上高31億2千8百万円（同18.7%減少）、営業利益9千7百万円（同63.4%減少）となりました。

ガス機器事業は韓国向け輸出の増加により売上高38億3千9百万円（同2.6%増加）となりましたが、製造コストの上昇により営業損失1億6千9百万円（前期は2億2百万円の営業利益）となりました。

汎用機器事業は米国向けの売上減少により売上高45億8百万円（同16.3%減少）、営業損失2億8千2百万円（前期は1億6千1百万円の営業利益）となりました。

不動産賃貸事業は売上高4億7千8百万円（同3.3%減少）、営業利益3億7千万円（同0.8%増加）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、長期的に成長が期待できる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は16億5千8百万円であります。

自動車機器事業においては、加工の合理化に1億5千4百万円の設備投資を行っております。

ガス機器事業においては、ECU（電子制御装置）の組立及び検査装置の合理化他に1億8千8百万円の設備投資を行っております。

汎用機器事業においては、汎用気化器の米国現地生産並びに合理化を目的として13億1千2百万円の設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

平成18年4月に連結子会社でありますNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCにてIndustrial Revenue Bond（IRB：米国産業歳入債）の発行及び米国アラバマ州オーバン市より合計8百万米ドルの借入による資金調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、連結子会社であります株式会社日気サービスの拡充、販路拡販に注力するため、平成18年7月に同社の株式12,000株（取得金額79百万円）を取得しました。これにより株式取得後の同社への出資比率は100%となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

期 区分	第 113 期 〔平成16年 3 月 期〕	第 114 期 〔平成17年 3 月 期〕	第 115 期 〔平成18年 3 月 期〕	第 116 期 当連結会計年度 〔平成19年 3 月 期〕
売上高(千円)	12,082,744	12,448,388	13,472,324	11,956,014
経常損益(千円)	387,861	524,662	986,125	△53,453
当期純損益(千円)	156,834	427,415	673,110	△472,698
1株当たり当期純損益	15円75銭	41円70銭	68円87銭	△50円52銭
総資産(千円)	11,315,192	11,473,845	13,339,432	13,454,717

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第116期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
瀋陽日新気化器有限公司	300万米ドル	60%	自動車機器及び汎用機器事業
NIKKI AMERICA, INC.	310万米ドル	100%	汎用機器事業
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	300万米ドル	70% (注)	汎用機器事業
田島精密工業株式会社	3,500万円	100%	汎用機器事業
株式会社日気サービス	1,200万円	100%	自動車機器及びガス機器事業
ニッキ・テクノ株式会社	1,000万円	100%	自動車機器事業
株式会社ニッキ ソルテック	3,000万円	100%	ガス機器事業

(注) 議決権の70%はNIKKI AMERICA, INC. による間接所有であります。

③ その他の重要な業務提携の状況

株式会社日立製作所と昭和43年に業務提携し、現在に至っております。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は緩やかな景気回復が持続しているものの、米国の景気減速及び原材料価格の高騰や為替動向が経営数字に大きく影響を与える状況が継続すると思われまます。

このような状況のもと、当社グループとしましては、収益力の回復を最優先課題として、付加価値の拡大とコストミニマム化を徹底して進めてまいります。そのために、提案型営業の強化及び戦略的新商品の創出により売上高の拡大を図るとともに、経費のより一層の削減及び調達と生産拠点の最適化等を進め、ムダのないモノづくりを徹底して推進してまいります。これらの施策等により収益体質の強化を図り、企業価値向上の実現に向け努力してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、自動車機器事業、ガス機器事業、汎用機器事業及び不動産賃貸事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	主要な事業内容
自動車機器事業	スロットルボディ、気化器、アクセルワイヤユニット、アクチュエータ等の製造及び販売
ガス機器事業	E C U（電子制御装置）、インジェクター及び噴射システム機器類、ミキサ、ペーパーライザ、レギュレータ等の製造及び販売
汎用機器事業	汎用気化器（農機用・産業用）、船舶用気化器、二輪用噴射システム機器類の製造及び販売
不動産賃貸事業	当社所有建物の賃貸

(6) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

当社

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市
厚 木 工 場	神奈川県厚木市
シ カ ゴ 出 張 所	アメリカ合衆国ウィスコンシン州 フランクリン

子会社

会 社 名	所 在 地
瀋陽日新気化器有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
NIKKI AMERICA, INC.	アメリカ合衆国ウィスコンシン州 フランクリン
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	アメリカ合衆国アラバマ州オーバン市
田島精密工業株式会社	福島県南会津郡南会津町
株式会社日気サービス	東京都板橋区
ニッキ・テクノ株式会社	神奈川県厚木市
株式会社ニッキ ソルテック	神奈川県厚木市

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数（名）
自動車機器事業	185
ガス機器事業	98
汎用機器事業	316
不動産賃貸事業	—
全社（共通）	160
合 計	759

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
362名	8名増	39.3歳	14.3年

(注) 使用人数には、アルバイト及びパートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	180百万円
株式会社りそな銀行	280
株式会社三菱東京UFJ銀行	150
商工組合中央金庫	280
米国アラバマ州オーバン市	947

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成19年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,000,000株
- ③ 株 主 数 1,242名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当事項はありません。

なお、上位10名の株主の状況は次のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
エスアイエス セガ インターセトル エージー	450千株	4.80%
イチゴ ジャパン ファンド エー	443	4.72
谷 興 衛	402	4.29
株 式 会 社 横 浜 銀 行	400	4.27
光 陽 投 資 有 限 公 司	400	4.27
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・ インターナショナル・リミテッド・	327	3.49
株 式 会 社 富 士 精 機 製 作 所	306	3.26
ソ ニ ー 株 式 会 社	300	3.20
株 式 会 社 り そ な 銀 行	250	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	248	2.64

- (注) 1. 当社は、自己株式619千株を保有しておりますが、当該株式会社には議決権がないため上記表から除外しております。
2. 出資比率は上記自己株式を控除して計算しております。
3. イチゴ・アセット・マネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド (代表者ナヴェイド エジャズ ファルレーキ) から平成19年4月20日付で提出された大量保有報告書により平成19年4月18日現在、1,276千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役社長（代表取締役）	新 藤 孝 男	瀋陽日新気化器有限公司 董事長 NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC 取締役会長
常務取締役	本 庄 敏 行	関係会社室長、統合マネジメントシステム室管掌
常務取締役	白 井 守	経営企画室長、総務部・設計部・開発部・実験部・購買部管掌
取 締 役	岸 田 俊 一	品質保証部長
取 締 役	和 田 孝	営業部長 NIKKI AMERICA, INC. 取締役社長
取 締 役	石 田 行 夫	生産管理部長
取 締 役	齋 藤 享	生産技術部長、NPS推進室長、製造部管掌
監 査 役（常勤）	吉 原 亮 介	
監 査 役	松 村 隆	公認会計士・税理士 松村隆事務所 代表
監 査 役	長久保 勇 一	公認会計士・税理士 長久保会計事務所 代表

- （注） 1. 監査役松村 隆氏及び監査役長久保勇一氏は、社外監査役であります。
2. 監査役松村 隆氏及び監査役長久保勇一氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (1)	99百万円 (1)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	18 (4)
合 計	10	118

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第91期定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外監査役に関する事項

- 1) 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係
 該当事項はありません。
- 2) 他の会社の社外役員の兼任状況
 松村 隆氏は、株式会社万世及び株式会社住宅検査保証協会の社外監査役を兼務しております。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 松 村 隆	13	93%	15回	100%
監査役 長久保 勇 一	14	100	15	100

松村 隆氏及び長久保勇一氏は、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
みすず監査法人

② 会計監査人に対する報酬等

- 1) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

名	称	支	払	額							
み	す	ず	監	査	法	人	16,120	千円			
樋	口	公	認	会	計	士	事	務	所	700	千円
合	計						16,820	千円			

- 2) 上記1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

名	称	支	払	額							
み	す	ず	監	査	法	人	13,000	千円			
樋	口	公	認	会	計	士	事	務	所	700	千円
合	計						13,700	千円			

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現みすず監査法人）は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日まで2ヶ月間の業務停止処分を受けたことから、同年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を喪失いたしました。これに伴い当社の会計監査人が不在となることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく実施されるよう、平成18年7月24日に監査役会の決議をもって、樋口公認会計士事務所を選任いたしました。さらに、監査業務の万全を期すため、同年9月1日を就任日として、みすず監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。
2. 一時会計監査人でありました樋口公認会計士事務所は、平成18年9月28日をもって辞任しております。なお、樋口公認会計士事務所への監査報酬は、平成18年7月27日から平成18年9月28日までの期間に係る報酬額であります。
3. 当社と一時会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記2)の金額には、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの整備にあたり、みずぎ監査法人よりアドバイザー業務を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、次のとおり決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定められた役員規定及び行動規範に基づき、法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報については、役員規定、文書管理規程及び、情報セキュリティ管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社の業務執行に係るリスクマネジメントは、以下の手順により行う。
 1. 業務フロー図の作成：業務の流れを文書とフローチャートに表現。
 2. 業務フローの分析：リスクの把握。
 3. リスク分析：取組みの優先度と見直し。
リスクの影響度と発生可能性等を勘案してリスク評価を行い、対応すべき優先度を明確化する。

4. リスクに関する規程の整備等、管理体制を整備し、全取締役及び使用人について研修し徹底する。
 - 2) コンプライアンス、環境、災害、品質、資源、情報セキュリティ、市場変動、景気動向、金利・為替変動及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、「内部統制委員会」にて速やかに対応責任者となる取締役及び担当部門長を定め、その対策を具体化させる。
 - 3) リスクその他重要事実に応じた有事の際の、迅速且つ適切な情報伝達と開示体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、社長以下取締役、監査役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
 - 3) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 1. 取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 2. 各部門担当役員は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、每期、部門毎の目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定する。
 3. 月次の業績は、全取締役が出席する業績ヒアリング会議において報告され、目標の達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
その議事録はマネジメントレビュー会議記録として、文書管理規程に基づき保管される。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及び従業員行動規範を定める。

「内部統制委員会」は、内部統制システムの構築・維持・向上を推進すると共に、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、問題があった場合は、就業規則に則り適正に処分する。

- 2) 必要な時期に、執行部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンスの統括を行う。
- 3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部統制委員会」を直接の情報受領者とし、匿名で通報できることを保障するコンプライアンス・ホットライン（社内通報システム）を整備する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととする。
- 4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ企業における業務の適正を確保するため、当社にグループ企業の内部統制に関する担当部門を定めると共に、当社の経営理念及び、グループ企業全てに適用する行動規範として、当社の企業行動憲章を展開し、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
- 2) 経営管理については、関係会社管理規程に基づき、毎期、目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定させると共に、当社の経営会議で定期的に決裁・報告を行う制度により、グループ企業の経営管理を行う。
- 3) 取締役は、グループ企業において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

4) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス・ホットライン経由で「内部統制委員会」に報告する体制とする。重大性に応じて、「内部統制委員会」が担当部門と協議の上、再発防止策を策定し、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、全社的にその内容を周知徹底する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役補助者を置くこととする。監査役補助者は独立性を確保し、その人事については監査役の事前同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制は、毎月の業績ヒアリング会議、取締役会及び毎週の経営会議の場とし、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

2) 社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(注) 本事業報告中の記載金額は、百万円未満又は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	5,300,106	流 動 負 債	3,702,638
現金及び預金	917,544	支払手形及び買掛金	1,626,218
受取手形及び売掛金	2,374,518	短期借入金	890,000
たな卸資産	1,607,368	未払費用	242,595
短期貸付金	3,173	未払法人税等	10,195
繰延税金資産	55,072	賞与引当金	239,748
その他	351,517	その他	693,880
貸倒引当金	△9,088	固 定 負 債	4,559,011
固 定 資 産	8,154,610	社 債	100,000
有形固定資産	5,303,980	長期借入金	947,402
建物及び構築物	2,493,720	繰延税金負債	617,184
機械装置及び運搬具	1,966,030	退職給付引当金	2,000,603
土地	226,828	役員退職引当金	131,857
建設仮勘定	91,493	その他	761,962
その他	525,907	負 債 合 計	8,261,650
無形固定資産	321,265	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,529,364	株 主 資 本	3,853,743
投資有価証券	2,222,481	資 本 金	500,000
長期貸付金	9,695	資 本 剰 余 金	49,674
その他	297,187	利 益 剰 余 金	3,597,209
資 産 合 計	13,454,717	自 己 株 式	△293,140
		評価・換算差額等	1,057,618
		その他有価証券評価差額金	993,733
		為替換算調整勘定	63,885
		少 数 株 主 持 分	281,705
		純 資 産 合 計	5,193,067
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,454,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

科 目	金 額
	千円
売 上 高	11,956,014
売 上 原 価	10,187,981
売 上 総 利 益	1,768,033
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,920,145
営 業 損 失	152,111
営 業 外 収 益	118,492
受 取 利 息	5,673
受 取 配 当 金	65,272
技 術 指 導 料 収 入	15,246
為 替 差 益	15,257
そ の 他	17,041
営 業 外 費 用	19,833
支 払 利 息	12,229
た な 卸 資 産 廃 却 損 失	5,575
そ の 他	2,027
経 常 損 失	53,453
特 別 利 益	36,701
固 定 資 産 売 却 益	91
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,905
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,705
特 別 損 失	16,886
固 定 資 産 除 売 却 損 失	16,886
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	33,637
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33,334
法 人 税 等 調 整 額	405,363
少 数 株 主 利 益	362
当 期 純 損 失	472,698

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	500,000	31,169	4,278,667	△306,872	4,502,964
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△184,770	-	△184,770
利益処分による役員賞与	-	-	△21,000	-	△21,000
従業員奨励福祉基金	-	-	△2,989	-	△2,989
当期純損失	-	-	△472,698	-	△472,698
自己株式の取得	-	-	-	△248	△248
自己株式の処分	-	18,504	-	13,980	32,484
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	18,504	△681,457	13,731	△649,220
平成19年3月31日 残高	500,000	49,674	3,597,209	△293,140	3,853,743

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年3月31日 残高	987,397	47,427	1,034,825	373,670	5,911,461
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△184,770
利益処分による役員賞与	-	-	-	-	△21,000
従業員奨励福祉基金	-	-	-	-	△2,989
当期純損失	-	-	-	-	△472,698
自己株式の取得	-	-	-	-	△248
自己株式の処分	-	-	-	-	32,484
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,335	16,457	22,792	△91,965	△69,172
連結会計年度中の変動額合計	6,335	16,457	22,792	△91,965	△718,393
平成19年3月31日 残高	993,733	63,885	1,057,618	281,705	5,193,067

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 7社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 瀋陽日新気化器有限公司
NIKKI AMERICA, INC.
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC
田島精密工業株式会社
株式会社日気サービス
ニッキ・テクノ株式会社
株式会社ニッキ ソルテック |

(2) 主要な非連結子会社の名称等

- | | |
|----------------|--|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | NIKKI KOREA CO., LTD. |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、同社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・ 主要な会社の名称
(関連会社) 泰華化油器股份有限公司
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA, INC. 及びNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに構築物は定額法を採用しております。なお、耐用年数、残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 当社及び一部の国内連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。
- ④ 役員退職引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理について 消費税等は、税抜方式により処理しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

7. 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,911,362千円であります。

（役員賞与に関する会計基準）

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。

8. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	277,609千円
受取手形及び売掛金	204,770千円
たな卸資産	674,908千円
建物及び構築物	302,910千円
機械装置及び運搬具	726,332千円
土地	42,605千円
その他	240,959千円
上記に対する債務	
長期借入金	947,402千円

なお担保提供資産は、Industrial Revenue Bond(IRB：米国産業歳入債)及びアラバマ州オーバン市からの制度融資による借入に対するものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 13,463,033千円

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,000千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年6月29日開催の第115期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 137,866千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成18年3月31日
- ・効力発生日 平成18年6月30日

ロ. 平成18年11月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 46,903千円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成18年9月30日
- ・効力発生日 平成18年12月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

イ. 平成19年6月28日開催の第116期定時株主総会の議案として普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 46,903千円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

523円56銭

(2) 1株当たり当期純損失

△50円52銭

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,183,336	流 動 負 債	3,494,336
現金及び預金	195,869	支払手形	1,107,580
受取手形	30,061	買掛金	636,893
売掛金	2,593,054	短期借入金	890,000
製品	406,394	未払金	188,833
半製品	154,621	未払費用	212,618
材料	35,055	未払法人税等	12,033
仕掛品	429,127	未払消費税等	1,192
貯蔵品	1,400	未払配当金	3,834
短期貸付金	3,173	前受金	81,365
繰延税金資産	30,000	預り金	17,246
その他	315,997	賞与引当金	192,817
貸倒引当金	△11,418	設備関係支払手形	149,920
固 定 資 産	7,151,838	固 定 負 債	3,513,377
有 形 固 定 資 産	3,887,348	社債	100,000
建物	1,953,836	繰延税金負債	617,184
構築物	60,088	退職給付引当金	1,932,600
機械装置	1,098,854	役員退職引当金	131,857
車両運搬具	13,733	預り敷金	731,735
工具器具備品	486,495	負 債 合 計	7,007,713
土地	184,222	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	90,117	株 主 資 本	3,333,727
無 形 固 定 資 産	318,690	資本金	500,000
ソフトウェア	316,914	資本剰余金	26,902
電話加入権	1,776	資本準備金	26,902
投資その他の資産	2,945,798	利 益 剰 余 金	3,099,965
投資有価証券	2,206,113	利益準備金	125,000
関係会社株式	520,011	その他利益剰余金	2,974,965
関係会社出資金	187,380	退職手当積立金	6,800
長期貸付金	9,695	別途積立金	2,300,000
その他	22,597	繰越利益剰余金	668,165
資 産 合 計	11,335,174	自 己 株 式	△293,140
		評価・換算差額等	993,733
		その他有価証券評価差額金	993,733
		純 資 産 合 計	4,327,460
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,335,174

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

科 目	金 額
	千円
売 上 高	11,099,779
売 上 原 価	9,907,028
売 上 総 利 益	1,192,751
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,369,967
営 業 損 失	177,216
営 業 外 収 益	128,901
受 取 利 息 及 び 配 当 金	79,966
技 術 指 導 料 収 入	15,246
そ の 他	33,688
営 業 外 費 用	12,936
支 払 利 息	7,360
た な 卸 資 産 廃 却 損	5,575
経 常 損 失	61,251
特 別 利 益	4,727
固 定 資 産 売 却 益	22
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,705
特 別 損 失	16,714
固 定 資 産 除 売 却 損	16,714
税 引 前 当 期 純 損 失	73,237
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,142
法 人 税 等 調 整 額	388,000
当 期 純 損 失	462,379

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
				退職手当 積 立 金	別 積 立 金	途 越 利 益 剰 余 金				
平成18年3月31日 残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	2,300,000	1,338,166	3,769,966	△292,892	4,003,975
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△187,620	△187,620	-	△187,620
利益処分による役員賞与	-	-	-	-	-	-	△20,000	△20,000	-	△20,000
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△462,379	△462,379	-	△462,379
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△248	△248
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△670,000	△670,000	△248	△670,248
平成19年3月31日 残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	2,300,000	668,165	3,099,965	△293,140	3,333,727

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日 残高	987,397	987,397	4,991,373
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△187,620
利益処分による役員賞与	-	-	△20,000
当期純損失	-	-	△462,379
自己株式の取得	-	-	△248
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	6,335	6,335	6,335
事業年度中の変動額合計	6,335	6,335	△663,912
平成19年3月31日 残高	993,733	993,733	4,327,460

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに構築物は、定額法を採用しております。また、アルミ金型については1年で償却しております（税法上は2年）。なお、耐用年数、残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております（アルミ金型を除く）。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

④ 役員退職引当金

役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づいて計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理について 消費税等は、税抜方式により処理しております。

(7) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(8) 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,327,460千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,866,444千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	668,529千円
② 短期金銭債務	208,198千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売上高	2,665,332千円
② 仕入高	1,572,547千円
③ 営業取引以外の取引高	51,133千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	619千株
------	-------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳（単位：千円）

（繰延税金資産）	
賞与引当金	78,283
退職給付引当金	784,635
役員退職引当金	53,534
貸倒引当金	4,636
たな卸資産評価損	61,099
関係会社株式評価損	25,735
その他	120,741
	<hr/>
繰延税金資産小計	1,128,665
評価性引当額	△1,036,632
	<hr/>
繰延税金資産合計	92,033
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△679,218
	<hr/>
繰延税金負債合計	△679,218
	<hr/>
繰延税金資産（負債）の純額	△587,184

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	150,792千円	85,457千円	65,334千円
合計	150,792千円	85,457千円	65,334千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	29,419千円
1年超	35,915千円
合計	65,334千円

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	30,024千円
減価償却費相当額	30,024千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	資本金 又は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の所有 (非所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員等 の兼任等	事業上 の関係				
役員	長久保勇一	—	当社社外 監査役	—	—	税務顧問	顧問報酬 (注) 3	1,269	—	—

(2) 子 会 社 等

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(非所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)		
					役員等 の兼任等	事業上の 関係						
子会社	田島精密工業株式会社	35,000 千円	汎用機器事業	所有 直接 100%	2人	当社汎 用機器 の製造	汎用機器の 加工部品入 仕(注)2	608,405	買掛金	100,973		
									支払手形	49,570		
									未払金	497		
							設備賃借料 (注)3	1,897	—	—		
子会社	ニッキ・テクノ株式会社	10,000 千円	自動車機器事業	所有 直接 100%	1人	当社自動 車機器の 製造	自動車機器の 部品仕入等 (注)2	352,055	買掛金	28,838		
									支払手形	5,600		
									未払費用	4,344		
								家賃の受取 (注)3	2,862	—	—	
							利息の受取 (注)3	1	—	—		
子会社	藤日気サービス株式会社	12,000 千円	自動車機器事業及びガス機器事業	所有 直接 100%	なし	当社自動 車機器及び ガス機器の 販売	自動車機器の 製品売上 (注)1	565,493	売掛金	59,890		
									自動車機器の 部品仕入 (注)2	546	—	—
									配当金の受取	600	—	—
子会社	飛ニッキ ソルテック株式会社	30,000 千円	ガス機器事業	所有 直接 100%	1人	当社ガス 自動車用 燃料供給 システムの 開発、 製造販売	ガス機器の 製品売上 (注)1	21,869	売掛金	316		
									ガス機器の 部品仕入 (注)2	22,631	買掛金	6,300
子会社	滝陽日新化工器有限公司	3,000 千ドル	自動車機器及び汎用機器事業	所有 直接 60%	3人	当社自動 車機器及び 汎用機器の 製造	汎用機器の 部品仕入 (注)2	559,117	買掛金	6,987		
									配当金・ 利息の受取 (注)3	24,351	—	—
									—	—	未収入金	21
						配当金の受取	11,650	—	—			
子会社	NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	3,000 千ドル	汎用機器事業	所有 間接 70%	3人	当社汎 用機器の 製造	汎用機器の 製品売上 (注)1	110,471	売掛金	107,679		
									設備売却 収入等 (注)3	9,770	未収入金	3,590
子会社	NIKKI KOREA CO., LTD	150,000 千ウォン	ガス機器事業	所有 直接 100%	なし	当社ガ ス機器の 販売	ガス機器の 部品仕入 (注)2	29,790	買掛金	2,304		
									その他	190	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 販売価格については、市場情勢を勘案して、当社が希望価格を提示し価格交渉のうえ決定しております。
- (注) 2. 部品の仕入については、他社からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (注) 3. 一般の市場価格等を勘案して決定しております。
- (注) 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 461円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △49円29銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月21日

株式会社 ニッキ

取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 轟	茂道	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士 畠山	伸一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士 岡村	健司	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッキの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第116期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月21日

株式会社 ニッキ

取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 轟	茂道	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士 畠山	伸一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士 岡村	健司	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッキの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一時会計監査人みすず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

- 一時会計監査人みすず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月22日

株式会社ニッキ 監査役会

監査役(常勤)	吉原	亮介	Ⓜ
社外監査役	松村	隆	Ⓜ
社外監査役	長久保	勇一	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第116期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円（中間配当を含め年10円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は46,903,110円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員（新藤孝男、本庄敏行、白井 守、岸田俊一、和田 孝、石田行夫、齋藤 享の各氏）が任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
1	本庄敏行 (昭和21年1月3日生)	平成7年7月 当社入社 平成8年2月 品質保証部長 平成9年6月 品質保証部長兼ISO9001推進室長 平成12年6月 取締役品質本部本部長 平成14年2月 取締役購買部長 平成16年6月 取締役ISO推進室長兼NPS推進室長 平成17年6月 常務取締役、ISO推進室・NPS推進室・製造部・生産技術部管掌 平成18年6月 常務取締役関係会社室長、統合マネジメントシステム室管掌（現任）	72,000株
2	白井 守 (昭和24年8月13日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年6月 経営企画室副室長 平成12年6月 経営企画室長 平成14年2月 設計部汎用機器担当部長 平成16年6月 取締役設計部長 平成18年6月 常務取締役経営企画室長、設計部・開発部・実験部管掌 平成18年12月 常務取締役経営企画室長、総務部・設計部・開発部・実験部・購買部管掌（現任）	50,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
3	岸田 俊一 (昭和24年3月15日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 自動車機器部副部長 平成11年2月 業務本部設計部副部長 平成13年6月 設計部長 平成14年2月 品質保証部長 平成15年6月 取締役品質保証部長 (現任)	29,000株
4	和田 孝 (昭和28年8月14日生)	平成15年4月 株式会社横浜銀行より出向 当社営業部副部長 平成16年2月 営業部海外担当部長 平成16年3月 株式会社横浜銀行退社 当社入社 平成16年6月 取締役営業部長 (現任) (他の会社の代表状況) NIKKI AMERICA, INC. 取締役社長	29,000株
5	石田 行夫 (昭和25年11月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年6月 第2汎用機器部長 平成10年8月 管理本部海外業務室副室長 平成13年6月 ニッキ・テクノ株式会社社長 平成14年2月 経営企画室長兼ニッキ・テクノ株式会社社長 平成15年6月 総務部長兼経営企画室長 平成17年6月 取締役総務部長兼経営企画室長 平成18年12月 取締役生産管理部長 (現任)	28,000株
6	齋藤 享 (昭和25年2月15日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年9月 製造部生産技術担当副部長 平成13年6月 生産技術部長 平成17年6月 生産技術部長兼NPS推進室長 平成18年6月 取締役生産技術部長兼NPS推進室長、製造部管掌 (現任)	26,000株
※ 7	原田 真一 (昭和25年11月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成9年6月 自動車機器部第2設計課長 平成11年2月 設計部ガス機器グループリーダー 平成16年2月 設計部ガス機器担当部長 平成18年6月 設計部長 (現任)	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の会社の代表状況)	所有する当社株式の数
※8	田中宣夫 (昭和31年1月23日生)	平成18年5月 株式会社横浜銀行より出向 当社経営企画室副室長 平成18年12月 株式会社横浜銀行退社 当社入社 総務部長兼経営企画室副室長(現任)	5,000株

- (注) 1. 取締役候補和田孝氏はNIKKI AMERICA, INC. の取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別の利害関係はありません。他の各候補者と当社の間にも、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人(現みすず監査法人)は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日まで2ヶ月間の業務停止処分を受けたことから同年7月1日付で当社の会計監査人としての資格を喪失いたしました。

これにともない当社の会計監査人が不在になることを回避し、当社に対する監査業務が中断なく実施されるよう、平成18年7月24日に監査役会の決議をもって樋口公認会計士事務所(同年9月28日付辞任)を一時会計監査人として選任いたしました。さらに、監査業務の万全を期すため、同年9月1日を就任日として、みすず監査法人を一時会計監査人として追加選任し、現在に至っております。

つきましては、本総会において新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。会計監査人候補者は次のとおりであります。

会計監査人候補者

名称 新日本監査法人
事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿革 太田昭和監査法人(昭和60年10月設立)とセンチュリー監査法人(昭和61年1月設立)が平成12年4月合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人とする。

概 要 平成19年3月31日現在

公認会計士	1,765名	
会計士補	977名	
関与会社数	4,840社	
出 資 金	1,700百万円	
事 務 所 等	国内 東京ほか	33カ所
	連絡事務所	6カ所
	海外駐在	23カ所

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます新藤孝男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
新 藤 孝 男	平成5年6月 取締役
	平成9年6月 常務取締役
	平成10年6月 取締役社長（現任）

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、取締役7名全員並びに社外監査役2名を含む監査役3名全員が賛同しております。

（注1）：特定株主グループとは、

- （i）当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- （ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) : 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) : 株券等とは、

証券取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本プラン導入の目的

企業価値及び株主共同の利益の中長期的な向上又は確保をめざす当社の経営にあたっては、様々なノウハウと豊富な経験、並びにお客様、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が必要不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。

突然、大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。また同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであると考えます。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めた場合には、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を得られることとなります。

以上から、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに則って行われることが、企業価値及び株主共同の利益の向上又は確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本プランを導入することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

次に、大規模買付者には、具体的な大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び取締役会の意見形成のために十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ⑤ 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付者から本必要情報を提供していただくため、取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき本必要情報のリストを大規模買付者に交付します。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みます。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的な対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、大規模買付者等を含む特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役並びに社外有識者（注4）の中から選任します。独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

注4：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(2) 対抗措置の発動の手続き

本プランにおいては、上記3.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、上記3.（1）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、並びに上記3.（2）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告するものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないを取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないを取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたいと、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたいと、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 本プランが株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記 3. に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当を受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。）

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されるものとします。

なお、関係法令の制定・改正や証券取引所の規則の制定・改正等により、本プランの変更・修正等が必要な場合には、当社取締役会の決議に基づき、合理的な範囲内で読み替えて運用することがあります。

7. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会におきまして、株主の皆様のご意思を問うことにしております。また、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

(3) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記「1. 本プラン導入の目的」において記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応」において記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については、株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「6. 本プランの有効期限、廃止及び変更」において記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会が基準日として定める日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とします。当社取締役会は、数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあります。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とします。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める価額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）又は特定株主グループから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記7. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

以 上

独立委員会委員の氏名・略歴

須藤 修 (すどう おさむ)
昭和52年10月 司法試験合格
昭和55年4月 弁護士登録
東京八重洲法律事務所入所
昭和58年4月 東京八重洲法律事務所パートナー
平成5年4月 あさひ法律事務所創設・パートナー
平成11年6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー (現職)

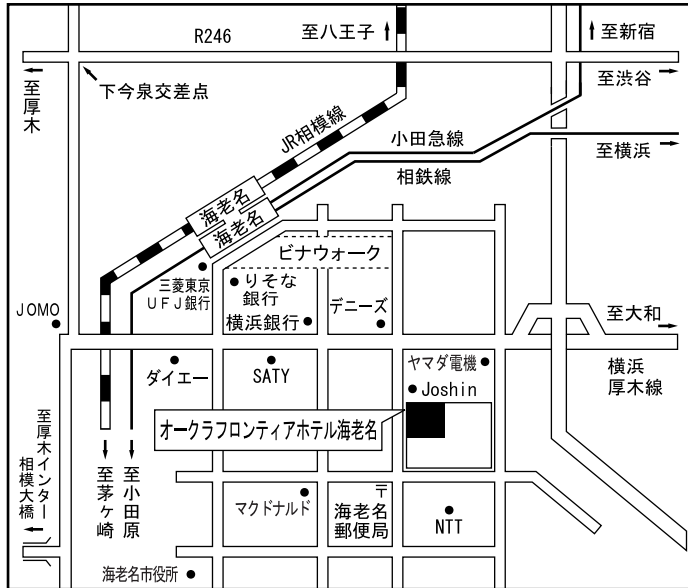
松村 隆 (まつむら たかし)
昭和62年10月 新光監査法人 (現みすず監査法人) 入所
平成6年2月 公認会計士第三次試験合格
平成11年1月 (株)さくら総合研究所入社
平成11年6月 当社社外監査役 (現職)
平成13年12月 会社分割に伴い(株)日本総合研究所に移籍
平成14年7月 松村公認会計士事務所開設
平成16年2月 公認会計士・税理士松村隆事務所 (現職)

長久保 勇一 (ながくぼ ゆういち)
昭和61年10月 新光監査法人 (現みすず監査法人) 入所
平成2年2月 公認会計士第三次試験合格
平成3年9月 公認会計士・税理士 山田淳一郎事務所
(現税理士法人山田&パートナーズ) 入所
平成6年3月 公認会計士・税理士 長久保会計事務所 (現職)
平成16年6月 当社社外監査役 (現職)

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図



【交通のご案内】 JR、小田急線、相鉄線の海老名駅より徒歩約5分。
新宿より急行で約50分（小田急線）、横浜より急行で約30分（相鉄線）。
お車をご利用の場合は、国道246号線下今泉交差点より県道町田・厚木線
を經由約20分。東名高速道路厚木インターチェンジより約25分。

オークラフロンティアホテル海老名 2階「プリマヴェーラ」

〒243-0432 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号

TEL. 046-235-4411